

消費者金融市場および 消費者金融業界のモデル分析*

島 本 哲 朗
平 瀬 友 樹

I イントロダクション

本稿は3つの目的を持つ。第1は、消費者金融市場および消費者金融業界の現状をモデル化することである。この点に関して言えば、これまでのところそれら（両方）の現状を描写することを意図して作られたモデルは存在しないと見られるので、本稿はそうしたモデルを構築する最初の試みであるといえる。次節において述べられるように、現在の消費者金融市場においては、その貸し手として、従来から存在する貸金業者（いわゆるサラ金業者）と近年新たに参入した銀行とが共存しているだけでなく、両者の間には貸出および取り立て行動などにおいて違いがみられる。本稿の第2の目的は、こうした行動の違いを現存する制度のもとでの両主体の合理的な行動の結果として説明することである。第3の目的は、現行法によって定められている消費者金融市場における貸出金利の上限が緩和された場合に貸金業者による借金取り立て行動に何が起きるかをわれわれのモデルを用いて分析することである。貸金業者による借金取り立ての過酷さがしばしば社会問題になっていることを考慮すれば、われわれは、現行法の改正がもたらし得るそうした変化がどのようなものかを知ることが意義のあることであると考えらる。

本稿の構成は以下の通りである。第II節において、われわれは、われわれ

* 本研究は消費者金融サービス研究振興協会の助成を受けている。

がモデル化しようとしている消費者金融市場および消費者金融業界の現状を確認する¹⁾。第Ⅲ節において、われわれは、第Ⅱ節において確認された現状をうまく説明するような消費者金融市場のモデルを提示する。第Ⅳ節において、われわれは、第Ⅲ節において提示されたモデルを用いて簡単な比較静学を実行することにより、消費者金融市場における貸し手が現行法によって認められているよりも高い貸出金利を付けることが許されるようになる場合において貸金業者の借金取り立て行動にどのような変化が起きるのかについての展望を示す。

II 事実の確認

本節においては、われわれがモデル化しようとする消費者金融市場および消費者金融業界の現状が確認される。

序文においても言及されたように、現在、消費者金融市場の貸し手は、大きく、貸金業者と銀行に分類される²⁾。このうち、銀行は、西暦2000年ごろから消費者金融市場に参入し始めたに過ぎないが、今や、都市銀行と地方銀行を問わず、この市場の主要な貸し手として認知されるまでになっている。われわれは、消費者金融市場および消費者金融業界の現状をモデル化または分析するに際して貸金業者と銀行が同市場における異質な貸し手であることを明確に認識しておくことが重要である、と考える。実際、今からわれわれが見るように、同市場における両者の ① 貸出対象、② 貸出金利、そして、③ 取り立て行動には大きな違いが存在する。

1) ただし、本稿において言及される現状は、厳密には、銀行が消費者金融市場に参入した2000年直後から数年間に観察されていたそれである。近年においては、本稿の記述とは完全には一致しないような現象も観察されないわけではない。しかしながら、本稿においては、そうした現象は考察の対象とされていない。

2) 本稿においては、われわれは、いわゆるサラ金業者と信販会社を一括して貸金業者と言及している。また、銀行と銀行によって設立された貸金業を専門とする系列企業を一括して銀行と呼ぶことにする。なお、最近では、IT企業などもこの市場に参入を開始しているが、その規模は非常に小さいので、本稿においては、われわれは、その存在を無視することとし、現在の消費者金融市場における貸し手が貸金業者と銀行のみからなると仮定することとする。

① 貸出対象

消費者金融市場における貸金業者と銀行の貸出対象（借り手）の違いについて見る前に留意されるべきことが2つある。第1は、消費者金融においては、通常、企業金融などとは異なり貸出に際して担保が設定されないため、借り手が返済契約を履行しない場合には貸し手は何も得ることができないということである。この事実により、当然、消費者金融業界においては、貸出に対して返済がなされる確率（以下、簡単に、返済確率と呼ぶ）が、貸出金利や貸出額と並んで、貸し手の収入（よって利潤）を左右する決定的要素であると見なされる。留意されるべき第2の事実として、消費者金融業界においては、通常、こうした貸出に対する返済確率という観点から、借り手が定職者であるか非定職者であるかということが重要な意味を持つと考えられているということである。具体的には、一般に定職者が非定職者よりも安定した収入を得られるということを根拠に、定職者は、非定職者よりも返済確率が高いと考えられている。もちろん、例外はあるにしても、こうした定職者と非定職者の返済確率の違いに関する想定は、ほぼ妥当なものと言えよう。

実は、定職者と非定職者に対して、貸金業者と銀行は、異なる貸出行動を取っている。すなわち、一定の条件を満たしさえすれば、貸金業者は借り手が定職者か非定職者かどうかを問わず（同一の金利で）貸出を実行するのに対して、銀行は、定職者には貸出を行うが非定職者には貸出を行わない。このように、非定職者は、消費者金融市場において銀行の貸出対象ではない。以下では、記述の簡単化のため、われわれは、消費者金融市場における定職者（の借り手）と非定職者（の借り手）のことを、各々、クラスⅠとクラスⅡと呼ぶことにする。

② 貸出金利

貸金業者と銀行による貸出金利の違いについて説明する前に、現在の消費者金融市場における貸出金利の上限が利息制限法と出資法という2つの異なる法

律によって規制されているという奇妙な現実を認識する必要がある³⁾。各法律の内容は APPENDIX I において紹介されているが、本稿の議論にとって特に重要なことは、① 利息制限法は貸出金利の上限を年利15%と定めているのに対して、出資法が貸出金利の上限を年利29.2%と定めていること（つまり、前者が定める上限が後者が定めるそれより低いこと）、そして、② 前者には違反に対する罰則規定が無いのに対して後者には罰則規定が存在することである⁴⁾。

現状では、これらの法律を所与として、貸金業者はその貸出金利を罰則規定がある出資法の上限に設定しているのに対して銀行はその貸出金利を罰則規定の無い利息制限法の上限に設定している。なお、次節以降においては、利息制限法と出資法によって定められた貸出金利の上限は、各々、 \bar{r} と \bar{r}' という記号で示される。もちろん、現行法の下では、今述べられたばかりのように、 $\bar{r}' = 15\%$ （脚注4参照）そして $\bar{r} = 29.2\%$ である。

このようにして、貸金業者と銀行の両方が法によって上限と定められた金利で貸出を行っていること、さらに、貸金業者と銀行とでは遵守しようとする法律が異なっていることから、われわれは、さもなくば指摘できなかったであろう貸金業者と銀行の行動規範に関する以下のような興味深い推論をすることを許される。それは、貸金業者は罰則を受けることを避けるように行動するのにに対して銀行はいかなる違法行為も犯さないように行動する、というものである。すなわち、銀行は、貸金業者に比べて、高い遵法意識を持って行動していると見なされ得る。実は、この推論の正しさは、次に指摘される取り立て行動に関する両者の違いによっても裏付けられることになる。

3) 出資法の正式名称は「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律」である。

4) 厳密には、ここで利息制限法によって定められた上限金利として提示された15%という数字は、貸出元本が100万円以上の場合にのみ適用される数字である。同法が定める上限金利は、元本10万円未満の場合には20%、元本10万円以上100万円未満の場合には18%、そして、元本100万円以上の場合に15%である。

③ 取り立て行動

上で言及されたように、貸出に際して担保が設定されないという消費者金融固有の事情により、消費者金融業においては返済確率が非常に重要な意義を持つ。よって、消費者金融市場における貸し手が返済確率を高めるために返済期日において返済を実行しない借り手に対して返済を求める何らかの行動を取る可能性があることは当然である。本稿において、われわれは、そうした場合において貸し手が裁判や調停などの合法的手段を用いずに直接借り手に対して返済を要求する行為を取り立て行動（または、より簡単に、取り立て）と呼ぶ。実は、そうした取り立て行動として許される行為の範囲は、貸金業規制法及び金融庁のガイドラインによってかなり厳しく規制されている。（貸金業規制法の概要と金融庁のガイドラインが違法と見なす取り立ての例については、APPENDIX II を参照。）しかしながら、現実には、たとえ貸し手がそれらに違反したとしても、そうした違反が直ちに露見するとは限らないし、また、たとえ露見したとしてもその違反の内容がよほど悪質なものでない限り罰則が科されることは稀である。

もちろん、罰則が科されることが全くないというわけでもない。それどころか、取り立て方法が悪質であると判断され、監督官庁により業務停止の処罰を受けた貸し手も実際に多数存在する。にもかかわらず、罰則が科されることが稀であることは、明らかに、本稿において言われるところの取り立てが行われている可能性を示唆する。実際、貸金業者のほとんどが、程度の差こそあれ、そうした取り立てを行っていることは各メディアによる報道から周知の事実であろう。これに対して、銀行はガイドラインに違反するような取り立てを一切行っていない。このように、貸金業者と銀行の間には、採用されている取り立て行動においても大きな違いが存在する。

ここで、APPENDIX II において紹介されている金融庁のガイドラインは貸し手が返済する意思のない借り手に対して返済を強制する行為の全てを禁止しているとも見なされ得るので、本稿において言われるところの取り立て行動

の（全てではないが）大部分が本来違法行為と見なされる可能性があることに注意せよ。こうして、われわれは、確かに、貸金業者と銀行の間の取り立て行動の違いが銀行が貸金業者よりもはるかに強く遵法ということを意識して行動していることを裏付ける証拠であると見なすことができよう。

以上、われわれは、①貸出対象、②貸出金利、そして、③取り立て行動の各々において現実に観察される貸金業者と銀行との違いについて確認した。イントロダクションにおいて示唆したように、次節において、われわれは、貸出対象、金利、そして、取り立ての程度の全てが貸金業者と銀行の選択変数として含まれているようなモデルを提示し、そうしたモデルの枠組みを用いて上で確認されたようなそれらについての貸金業者と銀行の意思決定のあり方の違いを経済学的に説明する。また、モデル構築の過程において、われわれは、そうした違いの背景にある行動規範としての遵法意識の違いを経済学的観点から説明することを試みる。本節の最後に、そうした説明において重要な役割を果たす消費者金融業界および銀行業界への（再）参入に関する事実も確認することにしよう。

消費者金融業界と銀行業界への参入方法に関しては、前者への参入が登録制であるのに対して後者へのそれが免許制であるという大きな違いがある。ここで、登録制とは必要書類を提出さえすれば実質的な審査がなしに開業が認められることを意味することから、消費者金融業界が参入および再参入が非常に容易な業界であることは明らかであろう。（ちなみに、貸金業者は、違法行為などの理由によって登録を取り消されて消費者金融市場から退出させられたとしても、別の名前で再登録をすれば容易に再参入することができる。）こうした消費者金融業界への参入や再参入の容易さと対照的に、免許制下にある銀行業界への参入および再参入は極めて困難である。実際、APPENDIX IIIにおいて提示された銀行法の抜粋から明らかなように、銀行業の免許を得るためには厳しい審査を通る必要がある⁵⁾。また、過去にそうした例がないことから、わ

5) 近年、銀行業に関する規制が緩和された結果、各分野の優良企業による銀行業への新規参入ノ

われわれは、一度退出させられた銀行が銀行業界に再参入を許可されることはないと考えてもよい。

III モデル

本節においては、前節において述べられたような消費者金融市場および消費者金融業界の現状を描写するようなモデルが提示される。

モデルにおいては、消費者金融市場における貸し手は貸金業者と銀行のみからなると仮定される。もちろん、現実の消費者金融市場においては、貸出を実行している多数の貸金業者と複数の銀行が存在する。しかしながら、前節において述べられたように消費者金融市場における銀行と貸金業者の間にはそれらの行動に大きな違いが見られる一方で、銀行同士間あるいは貸金業者同士間ではそうした行動の違いはほとんど見られない。このことを考慮すれば、われわれは、分析の単純化のために、貸金業者全体と銀行全体を、各々、いちプレーヤーと見なし、消費者金融市場をそれらをプレーヤーとする複占市場として定式化することを許されよう⁶⁾。

そうした複占市場モデルの定式化に当たり、現実の消費者金融市場において貸金業者と銀行がお互いに異なる金利を設定して貸出を実行していることを考慮して、われわれは、貸金業者が直面するクラスⅠ（定職者）とクラスⅡ（非定職者）の貸出需要関数を、各々、(1)式と(2)式として定式化することにする。(このようにして、モデルにおいては、消費者金融市場の借り手は、クラスⅠであるかクラスⅡであるかという基準によってのみ分類され、クラスより細かいカテゴリーに分類されることはない。)

$$D_1 = D_1(r_1, r_2) \quad (1)$$

、が少なからず起きている。しかし、銀行業における規制の緩和とは、免許審査の申し込み資格（対象）が以前よりも広げられたという意味での緩和に過ぎず、銀行業の営業資格の取得自体が容易になったと考えるべきではない。

6) つまり、以下で、貸金業者全体と銀行全体が、各々、貸金業者と銀行と言及されていると考えよ。

$$D_{II} = D_{II}(r_{II}, \underline{r}_{II}) \quad (2)$$

ここで、 r_I と \underline{r}_I は、各々、貸金業者と銀行が、消費者金融市場においてクラス I に対して提示する貸出金利である。

(1)式と(2)式で与えられる貸出需要関数に関して、われわれは、先ず、以下の仮定を置く。

$$\begin{aligned} \partial D_I / \partial r_I < 0 & \quad \partial D_I / \partial \underline{r}_I > 0 \\ \partial D_{II} / \partial r_{II} < 0 & \quad \partial D_{II} / \partial \underline{r}_{II} > 0 \end{aligned}$$

これらの仮定が現実に照らして妥当なものであることは、例えば、 $\partial D_I / \partial r_I < 0$ がクラス I の貸金業者に対する貸出需要は貸金業者によって提示される貸出金利の減少関数であることを、そして、 $\partial D_I / \partial \underline{r}_I > 0$ がクラス I の貸金業者に対する貸出需要は銀行によって提示される貸出金利の増加関数であることを表現しているに過ぎないことを確認すれば直ちに理解されよう。

記号法に関する重要な約束としてわれわれは、本稿を通して、記号に(添え字) I と II を付すことによってその記号が、各々、クラス I とクラス II に関わることを示し、また、記号に下線を付すことによってその記号が(貸金業ではなく)銀行に関わることを示す。この規則が(1)式と(2)式にも適用されていることは、明らかであろう。この規則を知らされると、誰もが、以下の(3)式が銀行が直面するクラス I の貸出需要関数を示し(4)式が銀行が直面するクラス II のそれを示すことを直ちに理解できよう⁷⁾。

$$\underline{D}_I = \underline{D}_I(r_I, \underline{r}_I) \quad (3)$$

$$\underline{D}_{II} = \underline{D}_{II}(r_{II}, \underline{r}_{II}) \quad (4)$$

ここで、 r_{II} と \underline{r}_{II} が、各々、貸金業者と銀行が、消費者金融市場においてクラス II に対して提示する貸出金利であることは当然である。

貸出需要関数(3)式と(4)式についても、われわれは、(1)式と(2)式同様

7) 前節において見たように、現実の銀行は、クラス I に対してのみ貸出を行っている。つまり、現実に観察されるクラス II に対する銀行の貸出量は 0 である。しかしながら、これは、当然、クラス II の銀行に対する貸出需要が存在しないことを意味しない。よって、本文の(4)式のような需要関数を考えることは非現実的ではない。

の以下の仮定を置く。

$$\begin{aligned} \frac{\partial D_I}{\partial r_I} > 0 & \quad \frac{\partial D_I}{\partial r_{II}} < 0 \\ \frac{\partial D_{II}}{\partial r_{II}} > 0 & \quad \frac{\partial D_{II}}{\partial r_I} < 0 \end{aligned}$$

われわれは、これらの需要関数に直面する貸金業者と銀行が、利潤最大化を目指して、消費者金融市場において貸出金利の設定に関するベルトラン競争を行うと仮定する。但し、貸金業者と銀行のいずれにとっても、貸出金利は、利潤最大化の際に選択される唯一の変数ではない。このことを明確に述べるため、われわれは、今から、貸金業者と銀行の利潤関数を提示し、それについて説明を加えることにする。(実は、今から提示される貸金業者と銀行の利潤関数は、以下で修正される。)

貸出需要関数(1)式と(2)式を所与にして、貸金業者の利潤関数は、以下の(5)式で与えられる。

$$\begin{aligned} \Pi(r_I, r_{II}, A_I, A_{II}) \\ = P_I(r_I, A_I) \cdot (1+r_I) \cdot D_I(r_I, r_{II}) - G_I(D_I(r_I, r_{II})) - C_I(A_I) \\ + P_{II}(r_{II}, A_{II}) \cdot (1+r_{II}) \cdot D_{II}(r_{II}, r_I) \\ - G_{II}(D_{II}(r_{II}, r_I)) - C_{II}(A_{II}) \end{aligned} \quad (5)$$

貸金業者は、消費者金融市場におけるライバルである銀行の行動を所与にして、この利潤関数の値を最大化するような r_I と r_{II} , A_I , そして A_{II} の値を選択すると仮定される。こうして、貸金業者がその利潤最大化に当たって貸出金利の水準だけを選択するわけではないということだけは少なくとも確かである。

(5)式において、 $P_I(r_I, A_I)$ は、貸金業者のクラス I への貸出に対する(貸金業者への)返済確率(関数)である。また、(返済確率関数の独立変数の1つである) A_I は、貸金業者が返済期日に返済しなかったクラス I に対して取り立てを行う程度を表わす。以下では、こうした取り立ての程度は、取り立て努力と呼ばれる。返済確率関数 $P_I(r_I, A_I)$ に関して、われわれは、明らかに、それが貸出金利の減少関数である一方取り立て努力の増加関数であると仮定してよい。すなわち、われわれは、

$$\frac{\partial P_I}{\partial r_I} < 0 \qquad \frac{\partial P_I}{\partial A_I} > 0$$

を仮定する。さらに、われわれは、

$$\frac{\partial^2 P_I}{\partial A_I^2} < 0 \qquad \frac{\partial^2 P_I}{\partial r_I \partial A_I} = 0$$

を仮定する。

上で述べた記号法に関する約束によりほぼ自明なことに、(5)式における $P_{II}(r_{II}, A_{II})$ は、貸金業者のクラスIIへの貸出に対する返済確率(関数)であり、 A_{II} は貸金業者のクラスIIに対する取り立て努力である。当然、 $P_{II}(r_{II}, A_{II})$ に対しても以下のことが仮定される。

$$\begin{aligned} \frac{\partial P_{II}}{\partial r_{II}} < 0 & \qquad \frac{\partial P_{II}}{\partial A_{II}} > 0 \\ \frac{\partial^2 P_{II}}{\partial A_{II}^2} < 0 & \qquad \frac{\partial^2 P_{II}}{\partial r_{II} \partial A_{II}} = 0 \end{aligned}$$

前節において述べられたようにクラスIの方がクラスIIより返済確率が高いと考えることが妥当なので、以下の議論においては、 $r_I = r_{II}$ かつ $A_I = A_{II}$ ならば $P_I(r_I, A_I) > P_{II}(r_{II}, A_{II})$ であることも仮定される。

これも前節において述べられたように、通常の消費者金融においては貸出に際して担保が設定されないので、もしある借り手の返済契約が履行されない場合には貸し手がその借り手から得られる収入は0となる。これは、クラスIに対する貸出から得られる貸金業者の期待収入が $P_I(r_I, A_I) \cdot (1 + r_I) \cdot D_I(r_I, r_I) + (1 - P_I(r_I, A_I)) \cdot 0$ として与えられることを意味する。このうち、その値が0である $(1 - P_I(r_I, A_I)) \cdot 0$ の部分は、当然、省略可能である。こうして、(5)式において、2行目の第1項と3行目の第1項は、各々、クラスIとクラスIIに対する貸出から得られる貸金業者の期待収入と同一視され得る。

以上の記述の内容から、(5)式においては、2行目の第2項と第3項と3行目のそれらが、各々、クラスIとクラスIIに対する貸出に伴う貸金業者の費用に該当することは容易に推測され得るであろう。実際、関数 $G_I(D_I(r_I, r_I))$ と $C_I(A_I)$ はクラスIへの貸出に伴う(貸金業者)の費用関数であり、関数 $G_{II}(D_{II}(r_{II}, r_{II}))$ と $C_{II}(A_{II})$ はクラスIIへの貸出に伴うそれを表わす。これらの関数についてのより詳細な情報はすぐに与えられる。

その前に留意されるべきこととして、このようにして、本稿においては、分析の便宜のために、貸金業者の総費用がクラスⅠへの貸出に伴う費用とクラスⅡへの貸出に伴う費用のいずれかに分類される（または、それらの単純な和として与えられる）ことが仮定される。そして、このこととクラスごとに独立な貸出需要関数が想定されているという事実により、本稿においては、貸金業者の利潤もまた、クラスⅠに対する貸出から得られる利潤とクラスⅡに対する貸出から得られる利潤の単純な和として表現され得る。さらに、モデル分析を実行するという観点から重要なことに、本稿においては、(5)式で与えられる利潤の最大化を目指す貸金業者のクラスⅠに対する貸出金利 r_1 と取り立て行動 A_1 についての意思決定がクラスⅡに対する貸出金利 r_2 と取り立て行動 A_2 についての意思決定とは独立に論じられ得る。（現実には照らして、貸金業者がこのようにしてクラスごとに貸出金利や取り立て行動についての意思決定を行っていると考えすることは、さほど奇妙ではなからう。）

さて、関数 $G_1(D_1(r_1, r_2), C_1(A_1))$, $G_2(D_2(r_1, r_2), C_2(A_2))$ として $C_2(A_2)$ についてのより詳細な情報を与えよう。(5)式において、 $G_1(D_1(r_1, r_2), C_1(A_1))$ は、各々、貸金業者がクラスⅠに対して $D_1(r_1, r_2)$ という貸出をするために必要とされる費用（別の表現では、クラスⅠ向け貸出に伴う事前的な事務費用）と貸金業者が返済契約を履行しないクラスⅠに対して A_1 という取り立て努力をするのに必要とされる費用（同じく、クラスⅠ向け貸出に伴う事後的な事務費用）であり、 $G_2(D_2(r_1, r_2), C_2(A_2))$ は貸金業者のクラスⅡ向け貸出に伴うそれらである。こうした定義に照らして、 $G_1(D_1(r_1, r_2), C_1(A_1))$ がクラスⅠに対する貸出量の関数として表現されることも $C_1(A_1)$ がクラスⅠに対する取り立ての程度 A_1 の関数として表現されることも、妥当であろう。

われわれは、各費用関数に対して、それらの凸性を意味する以下の仮定をおく。

$$\begin{aligned} \partial G_1 / \partial D_1 > 0 & \quad \partial^2 G_1 / \partial D_1^2 > 0 \\ \partial C_1 / \partial A_1 > 0 & \quad \partial^2 C_1 / \partial A_1^2 > 0 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \partial G_{II}/\partial D_{II} > 0 & \quad \partial^2 G_{II}/\partial D_{II}^2 > 0 \\ \partial C_{II}/\partial A_{II} > 0 & \quad \partial^2 C_{II}/\partial A_{II}^2 > 0 \end{aligned}$$

さて、銀行の利潤関数を見ることに移ろう。(3)式と(4)式という貸出需要関数を所与にして、それは、以下の式で与えられる⁸⁾。

$$\begin{aligned} \Pi(r_I, r_{II}, A_I, A_{II}) \\ = P_I(r_I, A_I) \cdot (1+r_I) \cdot \underline{D}_I(r_I, r_I) - \underline{G}_I(\underline{D}_I(r_I, r_I)) - \underline{C}_I(A_I) \\ + P_{II}(r_{II}, A_{II}) \cdot (1+r_{II}) \cdot \underline{D}_{II}(r_{II}, r_{II}) \\ - \underline{G}_{II}(\underline{D}_{II}(r_{II}, r_{II})) - \underline{C}_{II}(A_{II}) - Z(A_I, A_{II}) \end{aligned} \quad (6)$$

但し、(6)式における最終項、つまり、関数 $Z(A_I, A_{II})$ は、 $A_I=0$ かつ $A_{II}=0$ のときのみ0を取りその他の場合には R という正值を取ると仮定される。

貸金業者と対称的に、銀行は、消費者金融市場において、そのライバルである貸金業者の行動を所与にして、この利潤関数の値を最大化するような r_I と r_{II} 、 A_I 、そして A_{II} の値を選択すると仮定される。(こうして、銀行もまた利潤最大化に際して貸出金利の水準のみを選択するわけではない。)

ここで、本稿における記号の約束により、 A_I と A_{II} が、各々、クラス I とクラス II に対する銀行の取り立て努力を示すことは、明らかであろう。同様に、 $\underline{G}_{II}(\underline{D}_{II}(r_{II}, r_{II}))$ と $\underline{C}_{II}(A_{II})$ は、各々、銀行がクラス II に $\underline{D}_{II}(r_{II}, r_{II})$ という貸出を実行するために必要とされる費用と銀行が返済契約を履行しないクラス II に対して A_{II} という取り立て行動を取る時に必要とされる費用である。これらの費用関数に関しても貸金業者のそれらと同様の以下の仮定が置かれる。

$$\begin{aligned} \partial \underline{G}_I/\partial \underline{D}_I > 0 & \quad \partial^2 \underline{G}_I/\partial \underline{D}_I^2 > 0 \\ \partial \underline{C}_I/\partial A_I > 0 & \quad \partial^2 \underline{C}_I/\partial A_I^2 > 0 \\ \partial \underline{G}_{II}/\partial \underline{D}_{II} > 0 & \quad \partial^2 \underline{G}_{II}/\partial \underline{D}_{II}^2 > 0 \end{aligned}$$

8) 銀行の利潤関数 Π に含まれる返済確率 (関数) $P_I(r_I, A_I)$ は、貸金業者の利潤関数 Π におけるそれと同一である。こうした同一性の仮定は、本稿の結果にとって本質的なものではない。しかしながら、現実的な観点から、これは、むしろ、もっともらしい仮定であると見なされ得る。このことは、そうした仮定を置くことが「ある借り手にとって返済すべき金利と取り立ての程度が同じであれば、その借り手が借金を返済する確率が借入先が貸金業者であるか銀行であるかとは無関係である」ことを仮定することに過ぎないことを確認すれば直ちに理解されよう。

$$\partial C_{II} / \partial A_{II} > 0 \quad \partial^2 C_{II} / \partial A_{II}^2 > 0$$

誰もが直ちに認識し得るように、(6)式の4行目に $-Z(A_I, A_{II})$ という項が含まれることを除けば、銀行の利潤関数と貸金業者のそれとの間に定性的な違いは存在しない。では、銀行の利潤関数にのみこうした関数 $Z(A_I, A_{II})$ が付くのはなぜか。

その理由を理解するための鍵は、(消費者金融業界へとは異なり)銀行業界へは参入および再参入が困難であるという前節の記述にある。先ず、このようにして銀行業界への参入が規制されているために銀行が多額のレントを得ているということは、しばしば指摘されることである。一方、銀行業界に再参入するということはほぼ不可能であると見られることから、ある銀行がひとたび監督官庁(金融庁)によって銀行業の営業資格を剥奪されるならば、その銀行は現在および将来に得られるレントを失うことになる。本稿においては、銀行は、(本稿において言われるところの)取り立ての実行が違法と見なされることによって貸金業の免許はもちろん銀行業の営業資格そのものさえ剥奪される可能性を認識していると仮定される⁹⁾。つまり、われわれは、銀行が、取り立てを実行する際には、必ず、現在および将来にわたって銀行業を続ける場合に得ら

9) 厳密には、ここで次のことも指摘されるべきである。第1に、本稿においては、われわれは、(本稿において言われるところの)取り立て行動の全てが違法行為と見なされ得ることを、より明示的には、 A_I や A_{II} が正でありさえすれば銀行は違法行為を犯していると思なされ得ることを、暗黙に仮定している。もちろん、このことは、(本稿において言われるところの)取り立て行動の大部分が本来違法行為と見なされ得るという(第II節においても述べられた)事実照耀らして、ほぼ妥当である。第2に、以下で R を定義する際には、記述の簡単化のためにのみ、われわれは、銀行が「違法な取り立ては直ちに露見しその全てが銀行免許の取り消しにつながる」と考えていることを仮定している。しかしながら、これも第II節において述べられたように、実際には、違法な取り立て行動が確実に露見するとも限らないし、また、たとえ銀行のそうした行動が露見したとしてもそれに対して罰則が科される(ましてや、銀行免許が取り消される)とも限らない。つまり、この意味において、 R は、本来、期待値として定義されるべきである。しかしながら、(銀行業界への参入規制の存在により銀行のレントが極めて大きい)そうした期待値としての R もまた十分大きいと考えられ得るので、 R をそのようにして定義するかどうかは以下の議論にとって本質的ではない。最後に、現実的観点からは、銀行は、本文において指摘されている銀行免許の取り消しに伴うレントの(完全な)喪失よりもむしろ違法行為を犯したことが露見することによる世評の悪化などによるレントの(部分的な)喪失を考慮すると思なされるかも知れない。たとえそうだとしても、喪失されるレントが大きいならば、やはり以下の議論はそのまま成り立つ。

れるであろうレントの割引現在価値の流列の和をその機会費用として認識すると仮定するわけである。(6)式の中の $-Z(\underline{A}_I, \underline{A}_{II})$ は銀行のこうした認識を反映するものにほかならず、 $\underline{A}_I=0$ かつ $\underline{A}_{II}=0$ 以外の場合において $Z(\underline{A}_I, \underline{A}_{II})$ が取ると仮定される R という値は、銀行が現在および将来にわたって銀行業を続ける場合に得られるであろうレントの流列の割引現在価値の和である。(ここで、脚注9)を見ることは有益である。)

前節において指摘されたように、現実の銀行は、(本稿において言われるところの) いかなる取り立ても行っていない。この事実は、述べられたばかりのわれわれの仮定と矛盾しない。銀行がわれわれが上で仮定したような認識を持ち、また、 R の値が非常に大きいと考えるならば、銀行にとっては、現実において観察されるようなそうした行動を取ることは、確かに、利潤最大化の観点から最適な行動であるからである。つまり、われわれは、いかなる取り立てもしないという現実の銀行の遵法意識の高さを経済合理性に由来するものとして理解することができる。

本稿の残りの部分においては、われわれは、 R の値が十分大きいので、貸金業者の選択する貸出金利 r_I と r_{II} を所与にして、 \underline{A}_I または \underline{A}_{II} が正值である限り、全ての (r_{II}, r_{II}) に対して $\underline{II}(r_I, r_{II}, \underline{A}_I, \underline{A}_{II}) < \underline{II}(r_I, r_{II}, 0, 0)$ が成り立つことを正式に仮定する。この仮定により、銀行は、利潤最大化問題の解として、必ず、 $\underline{A}_I=0$ と $\underline{A}_{II}=0$ を選択することになる。こうして、われわれは、今や、銀行の利潤関数を

$$\begin{aligned} & \underline{II}(r_I, r_{II}, 0, 0) \\ &= P_I(r_I, 0) \cdot (1+r_I) \cdot \underline{D}_I(r_I, r_I) - \underline{G}_I(\underline{D}_I(r_I, r_I)) - \underline{C}_I(0) \\ & \quad + P_{II}(r_{II}, 0) \cdot (1+r_{II}) \cdot \underline{D}_{II}(r_{II}, r_{II}) \\ & \quad - \underline{G}_{II}(\underline{D}_{II}(r_{II}, r_{II})) - \underline{C}_{II}(0) \end{aligned} \quad (7)$$

と書くことを許される。もちろん、われわれは、今や、銀行は貸金業者の選択する貸出金利 r_I と r_{II} を所与にして(7)式の利潤関数の値を最大にするように各クラスに提示する貸出金利 r_I, r_{II} のみを選択する一方貸金業者は銀行が選

択する貸出金利 r_I , r_{II} を所与にして利潤関数(5)式の値を最大にするように各クラスに提示する貸出金利 r_I , r_{II} と各クラスに対する取り立て努力 A_I , A_{II} を選ぶと言ってもよい。

ここまてになされたモデルの定式化の下では、モデルの均衡は、 $A_I=A_{II}=0$ と以下のような貸金業者と銀行の利潤最大化の1階の条件を同時に満たす r_I , r_{II} , A_I , A_{II} , r_I として r_{II} の組み合わせで特徴付けられることになる。

$$\begin{aligned} \partial \Pi / \partial r_I &= \partial P_I / \partial r_I \cdot (1+r_I) \cdot D_I(r_I, r_{II}) + P_I(r_I, A_I) \cdot D_I(r_I, r_{II}) \\ &\quad + P_I(r_I, A_I) \cdot (1+r_I) \cdot \partial D_I / \partial r_I \\ &\quad - \partial G_I / \partial D_I \cdot \partial D_I / \partial r_I = 0 \end{aligned} \quad (8)$$

$$\begin{aligned} \partial \Pi / \partial r_{II} &= \partial P_{II} / \partial r_{II} \cdot (1+r_{II}) \cdot D_{II}(r_{II}, r_I) + P_{II}(r_{II}, A_{II}) \cdot D_{II}(r_{II}, r_I) \\ &\quad + P_{II}(r_{II}, A_{II}) \cdot (1+r_{II}) \cdot \partial D_{II} / \partial r_{II} \\ &\quad - \partial G_{II} / \partial D_{II} \cdot \partial D_{II} / \partial r_{II} = 0 \end{aligned} \quad (9)$$

$$\partial \Pi / \partial A_I = \partial P_I / \partial A_I \cdot (1+r_I) \cdot D_I(r_I, r_{II}) - \partial C_I / \partial A_I = 0 \quad (10)$$

$$\partial \Pi / \partial A_{II} = \partial P_{II} / \partial A_{II} \cdot (1+r_{II}) \cdot D_{II}(r_{II}, r_I) - \partial C_{II} / \partial A_{II} = 0 \quad (11)$$

$$\begin{aligned} \partial \Pi / \partial r_I &= \partial P_I / \partial r_I \cdot (1+r_I) \cdot D_I(r_I, r_{II}) + P_I(r_I, 0) \cdot D_I(r_I, r_{II}) \\ &\quad + P_I(r_I, 0) \cdot (1+r_I) \cdot \partial D_I / \partial r_I \\ &\quad - \partial G_I / \partial D_I \cdot \partial D_I / \partial r_I = 0 \end{aligned} \quad (12)$$

$$\begin{aligned} \partial \Pi / \partial r_{II} &= \partial P_{II} / \partial r_{II} \cdot (1+r_{II}) \cdot D_{II}(r_{II}, r_I) + P_{II}(r_{II}, 0) \cdot D_{II}(r_{II}, r_I) \\ &\quad + P_{II}(r_{II}, 0) \cdot (1+r_{II}) \cdot \partial D_{II} / \partial r_{II} \\ &\quad - \partial G_{II} / \partial D_{II} \cdot \partial D_{II} / \partial r_{II} = 0 \end{aligned} \quad (13)$$

(8)式~(13)式についてコメントしよう。まず、われわれは、それに含まれる A_I を所与と見なせば、(8)式を r_I に対する r_I の反応関数と見なすことができる。もちろん、われわれは、(9)式、(12)式、そして(13)式に対しても同様の解釈を与えることができる。さらに、われわれは、これら4本の「反応関数」を、(クラスごとの)貸出需要の金利弾力性や返済確率の金利弾力性を用いて、表現することもできる。例えば、(8)式は、各々、クラスIの貸出需要の金利弾力性 $-(1+r_I)/D_I(r_I, r_{II}) \cdot \partial D_I / \partial r_I$ とクラスIの返済確率の金利弾

力性 $-(1+r_1)/P_1(r_1, A_1) \cdot \partial P_1/\partial r_1$ を用いて、以下のように表現され得る。

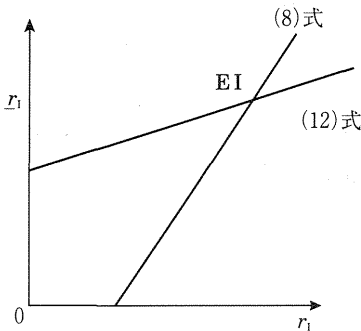
$$\begin{aligned}
 & 1 - \{(\partial G_1/\partial D_1 \cdot \partial D_1/\partial r_1)/P_1(r_1, A_1) \cdot D_1(r_1, \underline{r}_1)\} \\
 & = -(1+r_1)/P_1(r_1, A_1) \cdot \partial P_1/\partial r_1 \\
 & \quad + \{-(1+r_1)/D_1(r_1, \underline{r}_1) \cdot \partial D_1/\partial r_1\} \qquad (8')
 \end{aligned}$$

一方、それらに含まれる r_1 , r_{II} , \underline{r}_1 そして \underline{r}_{II} を所与と見なせば、(10)式と(11)式は、各々、クラス I とクラス II に対する貸金業者の取り立て努力に関する限界条件として解釈される。

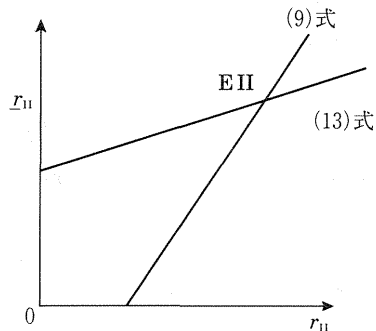
上で定式化された貸金業者と銀行の利潤関数の形を見れば（そして、上で貸金業者に関して指摘されたクラス I に対する貸出に関する意思決定がクラス II に対するそれと独立に実行され得るという事実が銀行にも当てはまることから）明らかなように、われわれは、クラス I に対する貸出を特徴付ける $(r_1, \underline{r}_1, A_1)$ の決定とクラス II に対する貸出を特徴付ける $(r_{II}, \underline{r}_{II}, A_{II})$ の決定を独立に扱うことを許される。実際、均衡における $(r_1, \underline{r}_1, A_1)$ は(8)式、(10)式、そして(12)式という 3 本の連立方程式の解として、また、均衡における $(r_{II}, \underline{r}_{II}, A_{II})$ は(9)式、(11)式、そして(13)式という 3 本の連立方程式の解として決定される。

このことに対応して、われわれは、第 1 図のみを用いて均衡における (r_1, \underline{r}_1) の決定を議論し、第 2 図のみを用いて均衡における $(r_{II}, \underline{r}_{II})$ の決定を議

第 1 図



第 2 図



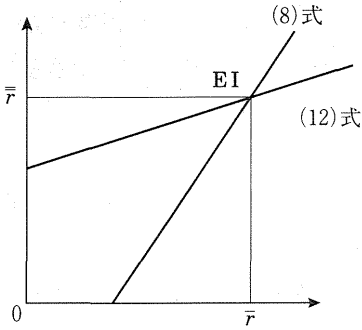
論することを許される。ここで、第1図は均衡における A_I を所与として (r_I, r_I) 平面に(8)式と(12)式を図示したものであり、第2図は均衡における A_{II} を所与として (r_{II}, r_{II}) 平面に(9)式と(13)式を図示したものである。均衡における (r_I, r_I) と (r_{II}, r_{II}) は、各々、第1図と第2図における2本のグラフの交点で決まることは当然である。(ここでは、われわれは、上で定式化されたモデルの均衡が存在すること、そして、それが内点解として与えられることを仮定している。)

もちろん、これらの図は、議論を進めるという目的のための描かれた概念的な図に過ぎない¹⁰⁾。しかしながら、それらを見ることによってさえ、われわれは、上で定式化されたわれわれのモデルによっては第Ⅱ節において述べられた消費者金融市場の現実が必ずしもうまく説明できないことに気付かざるを得ない。とりわけ、現実の貸金業者がクラスⅠに対してもクラスⅡに対しても出資法によって定められた上限金利において貸出を行っていることを「第1図における交点の r_I 座標と第2図における交点の r_{II} 座標の両方が、偶然にも、出資法によって定められた上限金利の値に一致しているに過ぎない」と説明することにはかなり無理があろう。(モデルにおいては r_I と r_{II} の決定が独立に論じられ得ることに照らせば、そうした偶然が起きることは奇跡に近いとさえ言える。)これは、出資法によって定められた金利の上限 \bar{r} と利息制限法によって定められた金利の上限 \bar{r} を(各々、第1図と第2図に)書き加えただけの第3図と第4図を見ることにより、一層明確に認識されよう。(ここで、現実の消費者金融市場において銀行がクラスⅠに対して利息制限法によって定められた上限金利において貸出を行っていることを思い出せ。)

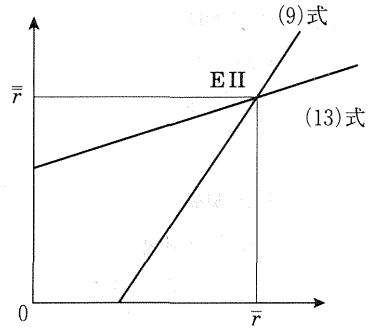
こうして、明らかに、現実の消費者金融市場における貸出金利と出資法や利息制限法によって定められた金利の上限の関係は、第3図や第4図に見られるようなものではなく、第5図や第6図において示されているようなものである

10) 概念図という言葉は、前のパラグラフの最後に述べられている事実、つまり、われわれがモデルを正式に解いてはいないという事実、に対応する。

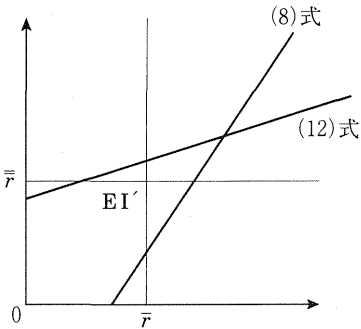
第3図



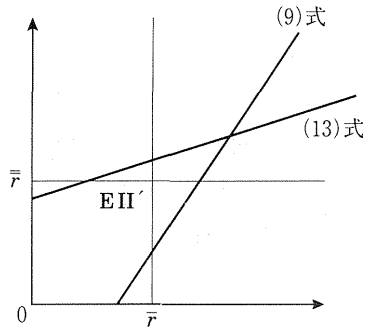
第4図



第5図



第6図



と考えることが妥当である。(ここで、第5図と第6図もまた、各々、第1図と第2図に、 \bar{r} や \bar{r} を書き加えただけの図であることは当然である。)もちろん、現実の貸出金利は、点EIと点EIIではなく、点EI'と点EII'において実行されている¹¹⁾。こうした現象が起きる理由を(より正確に言えば、貸金業者と銀行の合理的な意思決定の結果として点EI'や点EII'が選択されていることを)説明するため、われわれは、上で定式化されたモデルに若干の修

11) 厳密には、実際の銀行はクラスIIに対する貸出を行っていない。このことは、以下で、($A_{II} = 0$ を選択する)銀行が、貸金業者が選択する r_{II} ($=\bar{r}$) を所与にして、その利潤を最大にする r_{II} としてのを選んだとしても、クラスIIに対する貸出から負の利潤しか得られないためであると説明される。

正を加えることにする。ここで、修正後のモデルがわれわれに（前節においては言及されたが本節においてはこれまで言及されてこなかった）実際の銀行がクラスⅡに対する貸出を行っていないという現象をも銀行の合理的な意思決定の結果として説明することを可能にするものでもなければならぬことは、当然である。

修正の方針は明確である。われわれは本節においてこれまで出資法や利息制限法の存在を完全に無視してきた。これは、上で定式化されたモデルの中では貸金業者や銀行がそれらの法律を破るコストが無視されていることを意味する。しかしながら、少なくとも銀行に関しては、モデルの整合性の観点からも、われわれは、本来、そうしたコストを導入すべきであるという十分な理由がある。なぜなら、利息制限法違反は、それに対する罰則こそないものの、取り立ての実行と同様に違法行為であることは確かなので、銀行は、取り立ての実行がそうであるように同法によって定められた上限より高い金利を設定することが（貸金業の免許はもちろん銀行業の営業資格の剝奪にまでつながり）膨大なレントの喪失につながると判断するはずであるからである。こうして、われわれは、銀行の利潤関数を(6)式から次の(14)式に修正することにする。

$$\begin{aligned} \Pi(r_I, r_{II}, A_I, A_{II}) \\ = P_I(r_I, A_I) \cdot (1+r_I) \cdot D_I(r_I, r_I) - G_I(D_I(r_I, r_I)) - C_I(A_I) \\ + P_{II}(r_{II}, A_{II}) \cdot (1+r_{II}) \cdot D_{II}(r_{II}, r_{II}) - G_{II}(D_{II}(r_{II}, r_{II})) \\ - C_{II}(A_{II}) - Z(A_I, A_{II}) - Y(r_I, r_{II}) \end{aligned} \quad (14)$$

但し、最終項、関数 $Y(r_I, r_{II})$ は、 $r_I \leq \bar{r}$ かつ $r_{II} \leq \bar{r}$ のときのみ 0 を取りその他の場合には R という正值を取る。ここで、 R は、銀行が、利潤最大化に際して、 $A_I = A_{II} = 0$ はもちろん $r_I \leq \bar{r}$ かつ $r_{II} \leq \bar{r}$ であるような (r_I, r_{II}) を選択するほど大きいと仮定しよう。

一方、貸金業者にとって出資法や利息制限法を破るコストはどのようなものであろうか。ここで思い出されるべきは、貸金業界への参入と再参入が、銀行業界へのそれらと異なり、厳しくはないことである。これは、貸金業者のレン

トはあまり大きくはなく、また、貸金業者が法律違反によって業界を追放されること自体に伴うコストはほとんど存在しないことを意味する。こうして、貸金業者にとって法律を破るコストとして認識されるのは、法律違反によって喪失されるレントよりもむしろ法律違反によって科される罰則そのものである。貸金業者がその違反に対する罰則が科されることが実際には稀である取り立てを実行したりそもそも罰則規定のない利息制限法を破るのに対して罰則規定がある出資法を破っていないことは、こうした観点から尤もらしいことであろう¹²⁾。(つまり、貸金業者にとっては、銀行と異なり、利息制限法を破るコストは0である。)

こうして、われわれは、貸金業者の利潤関数を(5)式から次の(15)式に修正することも許されよう。

$$\begin{aligned} \Pi(r_I, r_{II}, A_I, A_{II}) &= P_I(r_I, A_I) \cdot (1+r_I) \cdot D_I(r_I, r_I) - G_I(D_I(r_I, r_I)) - C_I(A_I) \\ &\quad + P_{II}(r_{II}, A_{II}) \cdot (1+r_{II}) \cdot D_{II}(r_{II}, r_{II}) - G_{II}(D_{II}(r_{II}, r_{II})) \\ &\quad - C_{II}(A_{II}) - W(r_I, r_{II}) \end{aligned} \quad (15)$$

但し、最終項、関数 $W(r_I, r_{II})$ は、 $r_I \leq \bar{r}$ かつ $r_{II} \leq \bar{r}$ のときのみ0を取りその他の場合には K という正値を取る。 K は、出資法違反によって貸金業者に科される罰則およびそれに伴うコストである。ここで、 K が、貸金業者が利潤最大化に際して $r_I \leq \bar{r}$ かつ $r_{II} \leq \bar{r}$ であるような (r_I, r_{II}) を選択するほど大きいと仮定されていることは、当然である。

こうした修正の結果、もし現実が第5図や第6図によって示されるような状況にあれば、貸金業者と銀行にとって、各々、 $(r_I, r_{II}) = (\bar{r}, \bar{r})$ と $(r_{II}, r_{II}) = (\bar{r}, \bar{r})$ を選択することは利潤最大化の観点から確かに合理的である。われわれは、ここで、第5図や第6図が現実の適当な描写であることを正式に仮定しよう。

12) 現実的観点から、それが法廷闘争に持ち込まれた時、一般に、取り立てよりも出資法の制限を上回る金利での貸付の方が立証されやすいと考えられる。

この時、貸金業者の利潤は、以下の(16)式のように、事実上、 A_I と A_{II} のみの関数として表現され得る。

$$\begin{aligned} \Pi(\bar{r}, \bar{r}, A_I, A_{II}) \\ = P_I(\bar{r}, A_I) \cdot (1 + \bar{r}) \cdot D_I(\bar{r}, \bar{r}) - G_I(D_I(\bar{r}, \bar{r})) - C_I(A_I) \\ + P_{II}(\bar{r}, A_{II}) \cdot (1 + \bar{r}) \cdot D_{II}(\bar{r}, \bar{r}) - G_{II}(D_{II}(\bar{r}, \bar{r})) - C_{II}(A_{II}) \end{aligned} \quad (16)$$

また、貸金業者による取立て努力に関する利潤最大化の1階の条件は以下の通りである。

$$\frac{\partial \Pi}{\partial A_I} = \frac{\partial P_I}{\partial A_I} \cdot (1 + \bar{r}) \cdot D_I(\bar{r}, \bar{r}) - \frac{\partial C_I}{\partial A_I} = 0 \quad (17)$$

$$\frac{\partial \Pi}{\partial A_{II}} = \frac{\partial P_{II}}{\partial A_{II}} \cdot (1 + \bar{r}) \cdot D_{II}(\bar{r}, \bar{r}) - \frac{\partial C_{II}}{\partial A_{II}} = 0 \quad (18)$$

もちろん、(17)式と(18)式は、各クラスに対する貸出に関する取り立て努力について限界収益と限界費用が等しいことを示している。

一方、銀行の利潤は、以下の(19)式のように示される。

$$\begin{aligned} \Pi(\bar{r}, \bar{r}, 0, 0) \\ = P_I(\bar{r}, 0) \cdot (1 + \bar{r}) \cdot D_I(\bar{r}, \bar{r}) - G_I(D_I(\bar{r}, \bar{r})) - C_I(0) \\ + P_{II}(\bar{r}, 0) \cdot (1 + \bar{r}) \cdot D_{II}(\bar{r}, \bar{r}) - G_{II}(D_{II}(\bar{r}, \bar{r})) - C_{II}(0) \end{aligned} \quad (19)$$

このことは本節におけるこれまでの議論を知らずに(19)式を見る人には理解し難いことかも知れないが、少なくともわれわれは、(19)式の1行目に記された銀行のクラスI向け貸出から得られる利潤も2行目に記された銀行のクラスII向け貸出から得られる利潤も銀行の合理的かつ自発的な意思決定の結果として実現するものであることを知っている。もちろん、われわれの解釈によれば、そうした意思決定が消費者金融業界における規制や法律の存在と銀行業界への参入および再参入の困難さ(または、許可制という制度)といった銀行にとっての外部環境の産物であると見なされ得ることは事実である。しかしながら、現実の消費者金融市場において、銀行が第3者からその意思決定過程において干渉を受けたりその行動を直接に規制されることは決してない。こうして、実

は、利潤が(19)式によって与えられるような状況下でさえ、銀行にとって合理的な意思決定をする余地はまだ残されている。すなわち、消費者金融市場から撤退することである。

実際、第Ⅱ節において述べたように、現在、銀行は、消費者金融市場においては、クラスⅠ向けには貸出を行っているがクラスⅡ向けには貸出を行っていない。われわれのモデルの枠組みにおいて、この現象は、クラスⅠ向け貸出から得られる利潤が正である、つまり、

$$P_I(\bar{r}, 0) \cdot (1 + \bar{r}) \cdot \underline{D}_I(\bar{r}, \bar{r}) - \underline{G}_I(\underline{D}_I(\bar{r}, \bar{r})) - \underline{C}_I(0) > 0$$

であるのに対してクラスⅡ向け貸出から得られる利潤が負である、つまり

$$P_{II}(\bar{r}, 0) \cdot (1 + \bar{r}) \cdot \underline{D}_{II}(\bar{r}, \bar{r}) - \underline{G}_{II}(\underline{D}_{II}(\bar{r}, \bar{r})) - \underline{C}_{II}(0) < 0$$

であることを考慮した銀行の合理的意思決定の結果として解釈され得る。ここで、銀行がクラスⅠ向け貸出から得られる利潤が正である一方クラスⅡ向け貸出から得られる利潤が負であると判断する根拠の1つが $P_I(\bar{r}, 0) > P_{II}(\bar{r}, 0)$ であること（つまり、クラスⅠの方がクラスⅡより返済確率が高い）ことにあることは、明らかであろう。

返済確率は、銀行がクラスⅡ向けの貸出市場から撤退しているのに対して貸金業者がそうしていないという現実を説明する重要な変数かも知れない。実際、貸金業者が（銀行とは異なり）正の A_{II} を選択することによってクラスⅡ向け貸出からの返済確率を高め、同貸出からの正の利潤を確保しているというのは尤もらしい説明であろう。もちろん、返済確率は、利潤を決定する唯一の変数ではない。費用もまた重要な要因である。実際、この点に関して言えば、消費者金融業界において長い操業歴を持つ貸金業者が業界に参入してまだ日が浅い銀行が持たないような貸出に関するノウハウを持つこと、つまり、貸出技術において一日の長を持つことは、しばしば巷間においても指摘される。ここで、こうした指摘が、われわれのモデルにおける費用関数 $\underline{G}_{II}(\underline{D}_{II}(\bar{r}, \bar{r}))$ と $\underline{G}_{II}(\underline{D}_{II}(\bar{r}, \bar{r}))$ の違いとして解釈され得ることは当然である。

何れにせよ、クラスⅡに対しては、現在、貸金業者のみが（独占的に）貸出

を行っている。このことも考慮すれば、クラスⅡ向け貸出から得られる貸金業者の利潤関数は、厳密には、(16)式の2行目に示された $P_{II}(\bar{r}, A_{II}) \cdot (1 + \bar{r}) \cdot D_{II}(\bar{r}, \bar{r}) - G_{II}(D_{II}(\bar{r}, \bar{r})) - C_{II}(A_{II})$ ではなく、以下のように書かれなければならない。

$$\begin{aligned} \Pi(\bar{r}, \bar{r}, A_I, A_{II}) \\ = P_I(\bar{r}, A_I) \cdot (1 + \bar{r}) \cdot D_I(\bar{r}, \bar{r}) - G_I(D_I(\bar{r}, \bar{r})) - C_I(A_I) \\ + P_{II}(\bar{r}, A_{II}) \cdot (1 + \bar{r}) \cdot \bar{D}_{II}(\bar{r}) - G_{II}(\bar{D}_{II}(\bar{r})) - C_{II}(A_{II}) \quad (20) \end{aligned}$$

但し、 $\bar{D}_{II}(\bar{r})$ は、貸金業者のみがクラスⅡに対して貸出を行う場合に、貸金業者が直面するクラスⅡの貸出需要関数である。これに伴い、上で提示された A_{II} についての貸金業者の利潤最大化の1階の条件としての(18)式は、当然、以下のように修正されなければならない。

$$\partial \Pi / \partial A_{II} = \partial P_{II} / \partial A_{II} \cdot (1 + \bar{r}) \cdot \bar{D}_{II}(\bar{r}) - \partial C_{II} / \partial A_{II} = 0 \quad (21)$$

次節においては、われわれは、この式と(17)式を用いて比較静学を行う。

IV 比較静学

第Ⅱ節において述べたように、現在の消費者金融市場においては、クラスⅠに対しては貸金業者と銀行が、各々、出資法と利息制限法によって定められた上限金利で貸出を行い、また、クラスⅡに対しては貸金業者のみが出資法によって定められた上限金利で貸出を行っている。本節においては、出資法や利息制限法による金利の上限規制が現在よりも若干緩和される時（つまり、 \bar{r} や \bar{r} が若干大きくなった時）に貸金業者の取り立て努力がどう変化するかを前節のモデルを用いて分析する。そうした分析を実行するにあたり、われわれは、金利の上限規制緩和後も依然としてクラスⅠに対しては貸金業者と銀行が、各々、出資法と利息制限法によって定められた上限金利で貸出を行い、また、クラスⅡに対しては貸金業者のみが出資法によって定められた上限金利で貸出を行っているような状況を考える。

こうして、正式に言えば、本節において、われわれは、(17)式と(21)式を用

いて A_{II} , A_{II} という内生変数の \bar{r} , \bar{r} という外生変数に関する比較静学分析を実行することになる。

最初に、われわれは、(21)式を用いて \bar{r} の変化に伴う貸金業者のクラス II に対する取り立て努力 A_{II} の変化を調べよう。同式を全微分することにより、われわれは、

$$\begin{aligned} & \{\partial^2 P_{II}/\partial A_{II}^2 \cdot (1+r_{II}) \cdot \bar{D}_{II}(r_{II}) - \partial^2 C_{II}/\partial A_{II}^2\} dA_{II} \\ & + \{\partial^2 P_{II}/\partial A_{II} \partial r_{II} \cdot (1+r_{II}) \cdot \bar{D}_{II}(r_{II}) + \partial P_{II}/\partial A_{II} \cdot \partial \bar{D}_{II}(r_{II}) \\ & + \partial P_{II}/\partial A_{II} \cdot (1+r_{II}) \cdot \partial \bar{D}_{II}/\partial r_{II}\} dr_{II} = 0 \end{aligned} \quad (22)$$

を得る。

ここで、クラス II に対する貸出に関する貸金業者の利潤最大化の 2 階の条件が

$$\partial^2 P_{II}/\partial A_{II}^2 \cdot (1+r_{II}) \cdot \bar{D}_{II}(r_{II}) - \partial^2 C_{II}/\partial A_{II}^2 < 0 \quad (23)$$

で与えられること注意せよ。われわれが前節において置いた $\partial^2 P_{II}/\partial A_{II}^2 < 0$ という仮定下ではこの 2 階の条件は確かに満たされる。これは、(22)式に対して陰関数定理を適用することが可能であることを意味する。こうして、(22)式と同定理を用いることにより、われわれは、

$$\begin{aligned} & dA_{II}/dr_{II}|_{r_{II}=\bar{r}} \\ & = -\{\partial^2 P_{II}/\partial A_{II} \partial \bar{r} \cdot (1+\bar{r}) \cdot \bar{D}_{II}(\bar{r}) + \partial P_{II}/\partial A_{II} \cdot \bar{D}_{II}(\bar{r}) \\ & + \partial P_{II}/\partial A_{II} \cdot (1+\bar{r}) \cdot \partial \bar{D}_{II}/\partial \bar{r}\} / \{\partial^2 P_{II}/\partial A_{II}^2 \cdot (1+\bar{r}) \cdot \bar{D}_{II}(\bar{r}) \\ & - \partial^2 C_{II}/\partial A_{II}^2\} \end{aligned} \quad (24)$$

を得る。

もちろん、現在のわれわれの関心は、(24)式の符号にある。分母の符号は、今見たように利潤最大化の 2 階の条件により、負である。一方、分子の第 1 項が $\partial^2 P_{II}/\partial r_{II} \partial A_{II} = 0$ という仮定により 0 であることから、われわれは分子の符号について以下のことを指摘することができる。

$$\begin{aligned} & \{\partial P_{II}/\partial A_{II} \cdot \bar{D}_{II}(\bar{r}) \\ & + \partial P_{II}/\partial A_{II} \cdot (1+\bar{r}) \cdot \partial \bar{D}_{II}/\partial \bar{r}\} \cong 0 \iff -(1+\bar{r})/\bar{D}_{II}(\bar{r}) \cdot (\partial \bar{D}_{II}/\partial \bar{r}) \cong 1 \end{aligned}$$

ここで、 $-(1+\bar{r})/\bar{D}_{II}(\bar{r}) \cdot (\partial \bar{D}_{II}/\partial \bar{r})$ がクラスIIの貸出需要の金利弾力性であることと(24)式の符号が分子の符号と同じであることを考慮すれば、われわれは、明らかに、「もしクラスIIの貸出需要の金利弾力性が1より大きいならば、 \bar{r} の上昇に伴い貸金業者のクラスIIに対する取り立て努力は緩くなる」という結果を提示することができる。

この結果を直観的に理解するため、クラスIIの貸出需要の金利弾力性が1より大きいならば r_{II} の上昇により利潤関数の中の $(1+r_{II}) \cdot \bar{D}_{II}(r_{II})$ の値は小さくなることに注意せよ。これは、 A_{II} を増やして(すなわち、取り立てを厳しくして)返済確率 $P_{II}(r_{II}, A_{II})$ をあげることに伴う限界便益 $\partial P_{II}/\partial A_{II} \cdot (1+r_{II}) \cdot \bar{D}_{II}(r_{II})$ が小さくなることを意味する。こうして、弾力性が1より大きいならば、金利の上限に関する規制緩和は、確かに、貸金業者のクラスIIに対する取り立て努力を低める効果を持つ。

さて、同様の比較静学をクラスIに対する貸金業者の取り立て努力 A_I についても実行しよう。クラスIに対しては、クラスIIに対するのとは異なり、貸金業者だけでなく銀行もまた貸出を行っているので、われわれは、上限 \bar{r} に関する規制緩和に伴う A_I の変化だけでなく上限 \bar{r} に関する規制緩和に伴う A_I の変化も考察の対象とする。

具体的には、(17)式に対して、上で(21)式に対して適用されたのと同じ方法を適用することにより、われわれは、最終的に以下の結果を得る。

$$\begin{aligned} dA_I/dr_I|_{r_I=\bar{r}} &= -\{\partial P_I/\partial A_I \cdot D_I(\bar{r}, \bar{r}) + \partial P_I/\partial A_I \cdot (1+\bar{r}) \cdot \partial D_I/\partial \bar{r}\} / \\ &\quad \{\partial^2 P_I/\partial A_I^2 \cdot (1+\bar{r}) \cdot D_I(\bar{r}, \bar{r}) - \partial^2 C_I/\partial A_I^2\} < 0 \end{aligned} \quad (25)$$

$$\begin{aligned} dA_I/dr_I|_{r_I=\bar{r}} &= -\{\partial P_I/\partial A_I \cdot (1+\bar{r}) \cdot \partial D_I/\partial \bar{r}\} / \\ &\quad \{\partial^2 P_I/\partial A_I^2 \cdot (1+\bar{r}) \cdot D_I(\bar{r}, \bar{r}) - \partial^2 C_I/\partial A_I^2\} > 0 \end{aligned} \quad (26)$$

(25)式は、上限 \bar{r} に関する規制緩和が A_I の増加につながるかどうかをクラスIの貸出需要の金利弾力性に依存することを示す。この結果は、明らかに、

上で扱われた A_{II} の場合と全く同様に理解され得る。

一方、(26)式は、「金利の上限 \bar{r} に関する規制緩和（つまり、 \bar{r} の上昇）は、貸金業者のクラス I に対する取り立て努力 A_I を増加させる」ことを示す。

これもまた直観的に理解し得る結果であることを見るため、 \bar{r} がクラス I に対する銀行の貸出金利であること、よって、その上昇が貸金業者のクラス I に対する貸出の増加をもたらすことに注意せよ。ここで、クラス I に対する貸金業者の貸出が増えその結果として利潤関数の中の $(1+r_1) \cdot D_1(r_1, \underline{r}_1)$ の値が大きくなれば A_I を増やして（すなわち、取り立てを厳しくして）返済確率 $P_1(r_1, A_I)$ をあげることに伴う限界便益 $\partial P_1 / \partial A_I \cdot (1+r_1) \cdot D_1(r_1, \underline{r}_1)$ が大きくなることは、明らかである。こうして、 \bar{r} の緩和に伴い貸金業者が取り立て努力 A_I を高めるという結果もまた、確かに、直観的な結果である。

APPENDIX I 貸出金利に関する法律について

利息制限法は、貸出金利について以下のように規定している。

「第一条 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合	年二割
元本が十万円以上百万円未満の場合	年一割八分
元本が百万円以上の場合	年一割五分

一方、出資法は、貸出金利について以下のように規定している。

「第五条 2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年29.2%（2月29日を含む1年については年29.28%とし、一日当たりについては0.08%とする。）を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」

出所：総務省行政局法令データ検索システムより引用。

APPENDIX II 取り立てに関する法律について

貸金業規制法（正式名称は、「貸金業の規制等に関する法律」）の主な内容は、以下のとおりである。

- (1) 貸金業における事前登録の義務について（登録制）
- (2) 契約書、領収書の発行、取立て行為の規制など業務内容について
- (3) 金融庁による監督、立入検査、業務停止命令、登録資格の取消しなどの権限について

貸金業者は、これに違反をした場合、業務停止や登録取り消しなどの行政処分を受けることになる。

また、金融庁の事務ガイドラインは、以下のような取り立て行動を禁止している。

- (1) 暴力的な態度を取ることを
- (2) 大声をあげたり、乱暴な言葉を使ったりすること。
- (3) 多人数で債務者、保証人等の居宅等に押し掛けること。
- (4) 反復継続して、電話をかけ、電報を送達し、電子メールを送信し、若しくはファクシミリを用いて送信し、又は債務者、保証人等の居宅を訪問すること。
- (5) 債務者、保証人等の居宅を訪問し、債務者、保証人等から退去を求められたにも関わらず、長時間居座ること。

なお、貸金業規制法と事務ガイドラインは、各々、総務省行政局法令データ検索システムと金融庁のホームページで閲覧することが可能である。

APPENDIX III 「銀行の営業資格審査について」

「銀行法施行規則第一条の8第3項

審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 銀行業の免許を申請した者（以下この項において「申請者」という。）の資本の額が令第3条に規定する額以上であり、かつ、その営もうとする銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。
- 二 営業開始後三営業年度を経過する日までの間に申請者の一の営業年度における当期利益が見込まれること。
- 三 申請者並びに申請者及びその子会社等の自己資本の充実の状況が営業開始後三営業年度を経過するまでに適当となることが見込まれること。
- 四 銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役若しくは監査役又は従業員の確保の状況、銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。」

出所：総務省行政局法令データ検索システムより引用。

参 考 文 献

- 1 総務省行政局法令データ検索システム
<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>, 2005年9月27日最終アクセス日。
- 2 金融庁ホームページ
<http://www.fsa.go.jp>, 2005年9月27日最終アクセス日。